

# 會告

明治三十九年四月より同年十二月迄の會費御滞納

の方は書肆弘道館へ御送附下さる様豫而申上置候

處未だに御滞納の方有之是非なく今般本會より立

替支拂置候に付爾今本會へ直接納附下され度、尙

帳簿整理上差問不尠候に付此際至急御納附相成度

御願申上候也

明治四十年九月

## フレールベル會

### フレールベル會規則

第一條 本會ハ幼児保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハフレールベル會ト稱シ東京ニ置ク

第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼児保  
育ニ篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ベシ

第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月金拾圓ヲ齎出スベシ

第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノ  
ハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルベシ

第六條 本會ノ目的ヲ達センガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ

一 總會 毎年四月二十一日之ヲ開キ保育ニ關スル演説、談話、  
保育參列品幼児成績物展覽會 會務ノ報告、幹事ノ選舉等ヲ  
ナス會日ハ會長ノ意見ニヨリ之ヲ變更スルコトアルベシ

一 常會 毎年二月、六月、十月、十二月ノ第一土曜日之ヲ開キ  
保育ニ關スル演説、談話、協議、實驗等ヲナス

一 組合會 會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスル者ヲ以テ組織  
ス但シ則ニ組合會規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス

一 雜誌發行、毎月一回雜誌ヲ刊行シ之ヲ會員ニ配布ス

一 前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一人 會務ヲ總理ス  
幹事 十人 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ掌理ス  
評議員 若干人 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ス

第八條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス

第九條 主幹ハ會長ノ特選トス

第十條 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期ナニヶ年トス

第十一條 評議員ハ會長ノ特選トス

第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ル、コ  
トアルベシ

第十三條 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラザレバ變  
更スルコトヲ得ス